

進級・卒業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、進級および卒業に関し必要な事項を定める。

(進級認定)

第2条 進級の要件は、以下の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 当該学年に1年以上在学している者。
 - (2) 当該学年所定の科目から31単位を修得している者
2. 進級の認定は、前項および学業状況を含め、進級判定会議による協議を経て校長が行う。

(卒業認定)

第3条 卒業の要件は、以下の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 当該学科の修業年限以上在学している者
 - (2) 必修科目と選択科目から次の各号に定める単位を修得している者
 - イ 1年課程 31単位
 - ロ 2年課程 62単位
 - (3) 学則に定める必修科目の単位を修得した者
2. 卒業の認定は、前項および学業状況を含め、卒業判定会議による協議を経て校長が行う。

(留年)

第4条 進級および卒業の認定をされない者は、原学年に留まらなくてはならない。この場合、第2条および第3条に定める認定要件を満たすよう再履修するものとする。

2. 留年した者が、以後に在学した学期終了時に卒業要件を満たした場合は、卒業とする。
3. 学則および学生に関する規程については、留年後に在籍する年次の学則および規程等を適用する。ただし校納金に関しては、入学時の規定を適用する。